

台風12号による被害に対する災害義援金のお取扱いについて
—奈良県および和歌山県への災害義援金—

平成23年9月3日に発生した台風12号により、奈良県および和歌山県における多数の市町村において被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

①奈良県 ②和歌山県

お客さまの義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「奈良県(台風12号災害義援金)」または「和歌山県(台風12号災害義援金)」をご記入ください。

2. お取扱期間とお振込先

①奈良県に対する義援金について

取扱期間：平成23年9月13日(火)～平成23年10月31日(月)

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
奈良県	奈良県台風12号災害義援金	奈良信用金庫 本店	001	普通	0655800

②和歌山県に対する義援金について

取扱期間：平成23年9月13日(火)～平成23年12月8日(木)

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
和歌山県	和歌山県災害対策本部	きのくに信用金庫 本店営業部	030	普通	2619533

3. 振込手数料

無料(窓口の場合)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上